

## 新潟市住宅用太陽光発電システム設置・省エネ改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境先進都市の実現に向けて、市民との協働により家庭部門における二酸化炭素排出量を削減するとともに、市民一人ひとりの省エネルギー行動の意識の醸成に寄与することを目的として、対象住宅において、対象システムを設置し、これに併せて省エネ改修工事を行う者に、これらに要する費用の一部を補助する新潟市住宅用太陽光発電システム設置・省エネ改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、平成21年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱（平成21年7月10日付け環政計発第090710002号）、地域グリーンニューディール基金事業の実施について（平成21年7月10日付け環政計発第090710002号）別紙「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、次に掲げる要件に適合する太陽光発電システムをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系する太陽光発電システムであること。
- (2) 連系していないものであること。
- (3) 発電量の累計を表示できる機能を備えたものであること。
- (4) 太陽電池モジュールが財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。

- 2 この要綱において「対象住宅」とは、次に掲げる要件に適合する住宅をいう。
- (1) 市内において現に存する一戸建ての住宅であること。
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者が自ら居住し、又は居住しようとする住宅であること。
  - (3) 補助金の交付を受けようとする者又はその者と生計を一にする者が所有する住宅であること。
  - (4) 住宅の一部を店舗、事業所その他の住居以外の用途と併用する住宅（以下「店舗等併用住宅」という。）にあつては、住居として使用する部分（以下「住居部分」という。）の床面積が延べ面積の2分の1以上であること。
- 3 この要綱において「省エネ改修工事」とは、別表第1に掲げる工事をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 対象住宅において、対象システムを設置し、これに併せて省エネ改修工事のいずれか1以上を行う者
- (2) 市内に居住し、又は居住しようとする者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 補助金又は新潟市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付要綱（平成21年4月1日制定）に基づく新潟市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金を受けたことがない者
- (5) 自ら電力会社と電力供給契約を結ぶ者
- (6) 市長に対して対象システム（ガスエンジン給湯器を設置する者にあつては、これを含む。第15条第1項において同じ。）の発電量、売電量、買電量その他市長が必要と認めるデータ（断熱改修工事を行う者にあつては、断熱改修の効果を測定したデータを含む。）を提供できる者
- (7) 対象システム及び対象システムを設置した対象住宅を、当該対象システムの設

置および省エネ改修工事が完了した日から起算して10年間、適切に維持管理をすることができる者

(8) 対象住宅に設置した別表第2左欄に掲げる機器を、当該機器の設置に係る工事が完了した日から起算して、当該機器ごとに、同表右欄に定める耐用年数の間、適切に維持管理をすることができる者

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1及び別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、対象システム及び省エネ改修工事に係る補助金の額の合計が、当該対象システム及び省エネ改修工事に係る前条に規定する対象経費の合計から別表第4の左欄に掲げる工事の種別に応じ、同表の右欄に定める控除額の合計を控除して得た額に3分の1を乗じて得た額を超える場合は、当該3分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書その他の工事契約関係が確認できる書類及び工事費の内訳が確認できる書類の写し

(2) 対象システムの形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等の写し

(3) 対象システムを設置する対象住宅及び屋根、屋上その他の対象システムを設置する場所の現況を示す写真（申請の日前2週間以内に撮影された写真に限る。）

(4) 対象システムを設置する対象住宅に補助金の交付を受けようとする者以外の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書

(5) 店舗等併用住宅に対象システムを設置する場合は、住居部分及びそれ以外の部分の床面積を確認できる平面図

(6) 別表第5の左欄に掲げる省エネ改修工事に応じ、同表の右欄に定める書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、補助金の交付を決定したとき、又は補助金を交付しない旨を決定したときは、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(工事の着手)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する通知書が発行される日前に、対象システムの設置工事及び省エネ改修工事に着手してはならない。

(交付申請の内容の変更等)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、その申請の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、計画（変更・中止）承認申請書を提出しなければならない。この場合においてその申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更後の工事請負契約書その他、工事契約関係が確認できる書類の写し及び変更後の工事費の内訳が確認できる書類

(2) 変更後の対象システムの形状、規格等又は省エネ改修工事に係る機器等の仕様を確認できるカタログ、仕様書等の写し

(3) 断熱改修工事に係る変更の場合は、断熱改修工事の対象及び内容の変更を示す図面

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により申請があった場合において、変更の承認を決定したとき、又は中止の承認を決定したときは、その旨を計画（変更・中止）承認（不承認）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の承認による補助金の増額は、これを行わない。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までの日に、実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムを設置した状況が分かる写真

(2) 対象システムの設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し

(3) 交付決定を受けた者と電力会社との電力受給契約確認書の写し

(4) 対象システムを設置した対象住宅に転居した交付決定を受けた者にあつては、その住民票の写しその他の当該対象住宅に居住することを示す書類

(5) 別表第6の左欄に掲げる省エネ改修工事に応じ、同表の右欄に定める書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(手続の委任)

第11条 補助金の交付を受けようとする者又は交付決定を受けた者は、第6条及び第9条第2項の規定による申請及び第10条の規定による実績報告の手続を第三者に委任することができる。

2 補助金の交付を受けようとする者又は交付決定を受けた者は、前項の規定による委任をする場合は、委任状を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第10条の規定により実績報告を受けた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書により交付決定を受けた者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定を受けた者に、補助金返還命令書により期間を定めてその返還を命ずることができる。

(運転状況等の報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、第10条の実績報告書を提出した月の翌月から1年間、対象システムの運転の状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者にアンケート、調査その他の協力を求めることができる。

(目的外使用等)

第16条 対象システム及び対象システムを設置した対象住宅を、当該対象システムの設置工事が完了した日から起算して10年間、補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は貸付けてはならない。

2 対象住宅に設置した別表第2に掲げる機器を、当該機器の設置に係る工事が完了した日から起算して、当該機器ごとに、同表右欄に定める耐用年数の間、補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は貸付けてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

3 第13条から第15条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

別表第1（第2条，第4条，第5条関係）

省エネ改修工事		対象経費	補助金の額
区分	要件		
断熱改修工事	市長が別に定める要件に適合する工事であること。	サッシ，断熱材等断熱改修に必要な部材，壁・床・天井等のうち断熱材を充填する部分（以下「断熱材を充填する部分」という。）の下地材及び仕上材に係る経費，サッシ取付け工事に係る経費，断熱材充填工事に係る経費，サッシを取付ける部分及び断熱材を充填する部分の解体撤去工事に係る経費，サッシを取付ける部分及び断熱材を充填する部分の復旧工事に係る経費	対象経費の合計に3分の1を乗じて得た額（この額が，25万円を超える場合は，25万円）
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事	対象住宅に既に設置されている給湯器を，CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器（次の各号に掲げる要件に適合する給湯器をいう。）に取り替える工事（未使用品を購入し設置するものに限る。）であるこ	CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器本体にかかる機器購入費用	41,000円

	<p>と。ただし、既に設置されている給湯器がCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器である場合を除く。</p> <p>(1) CO<sub>2</sub>冷媒を使用するものであること。</p> <p>(2) 年間給湯効率が3.1 (寒冷地向けタイプ、塩害地向けタイプ、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、タンク容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能型、一体型は2.7)以上であること。</p>		
<p>潜熱回収型給湯器設置工事</p>	<p>対象住宅に既に設置されている給湯器を、潜熱回収型給湯器（次の各号に掲げる要件に適合する給湯器をいう。）に取り替える工事（未使用品を購入し設置するものに限る。）であること。ただし、既に設置されている給湯器が潜熱回収型給湯器である場合を除く。</p>	<p>潜熱回収型給湯器本体にかかる機器購入費用</p>	<p>1台あたり17,000円 (対象経費が1台あたり126,000円未満の場合は対象経費から109,000円を控除した額)</p>

	<p>(1) 潜熱を回収するための熱交換機を備えていること。</p> <p>(2) 給湯熱効率が90%以上であること</p>		
ガスエンジン給湯器設置工事	<p>対象住宅に既に設置されている給湯器を、ガスエンジン給湯器（次の各号に掲げる要件に適合する給湯器をいう。）に取り替える工事（未使用品を購入し設置するものに限る。）であること。ただし、既に設置されている給湯器がガスエンジン給湯器である場合を除く。</p> <p>(1) ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されている熱の供給を主目的としたシステムであること。</p> <p>(2) ガスエンジンユニットの総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。</p>	ガスエンジン給湯器本体にかかる機器購入費用	86,000円（対象経費が371,900円未満の機器については、対象経費から285,900円を控除した額）

(3) 貯湯ユニットはガスエンジンユニットの廃熱を吸収できる貯湯槽であること。

(4) 熱出力が5 kW以下であること。

(5) 床暖房その他の温水端末を設置するものであること。

別表第2（第3条，第16条関係）

機器	耐用年数
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器	6年
潜熱回収型給湯器	6年
ガスエンジン給湯器	6年

別表第3（第4条，第5条関係）

対象経費	補助金の額
補助対象機器(太陽電池モジュール，架台，インバータ，保護装置，接続箱，直流側開閉器，交流側開閉器，余剰電力販売用電力量計及び配線・配線器具をいう。)の購入，据付け及び工事に要する経費	対象システムを構成する太陽電池の最大出力（日本工業規格（J I S）又は国際電気標準会議（I E C）その他の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいい，小数点以下2桁未満は切捨てとし，5キロワットを超える場合は5キロワットを上限とする。）1キロワット当たり7万円（左欄に規定する対象経費の額が1キロワット当たり14万円未満の場合は，1キロワット当たりの当該経費の額に2分の1を乗じて得た額）として算出した額

別表第4（第5条関係）

工事の種別	控除額
対象システム設置工事	1キロワット当たり7万円として算出した額 (この額が35万円を超える場合は、35万円)
断熱改修工事	0円
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事	41,000円
潜熱回収型給湯器設置工事	17,000円
ガスエンジン給湯器設置工事	86,000円

別表第5（第6条関係）

省エネ改修工事	書類
断熱改修工事	<p>(1) 工事請負契約書その他の工事契約関係が確認できる書類及び断熱改修工事に要する費用の内訳が確認できる書類の写し</p> <p>(2) 断熱改修工事で使用するサッシ及び断熱材の仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し</p> <p>(3) 断熱改修工事の対象や内容を示す図面</p> <p>(4) 断熱改修工事の対象となる部分の現況を示す写真</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事	<p>(1) 工事請負契約書その他の工事契約関係が確認できる書類及びCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事に要する費用の内訳が確認できる書類の写し</p> <p>(2) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器の仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し</p> <p>(3) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器を設置する予定の場所の現況を示す写真（申請の日前2週間以内に撮影された写真に限る）</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
潜熱回収型給湯器設置工事	<p>(1) 工事請負契約書その他の工事契約関係が確認できる書類及び潜熱回収型給湯器設置工事に要する費用の内訳が確認できる書類の写し</p> <p>(2) 潜熱回収型給湯器の仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し</p> <p>(3) 潜熱回収型給湯器を設置する予定の場所の現況を示す写真（申請の日前2週間以内に撮影された写真に限る）</p>

	(4) その他市長が必要と認める書類
ガスエンジン給湯器設置工事	<p>(1) 工事請負契約書その他の工事契約関係が確認できる書類及びガスエンジン給湯器設置工事に要する費用の内訳が確認できる書類の写し</p> <p>(2) ガスエンジン給湯器の仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し</p> <p>(3) ガスエンジン給湯器を設置する予定の場所の現況を示す写真（申請の日前2週間以内に撮影された写真に限る）</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

別表第6（第10条関係）

省エネ改修工事	書類
断熱改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 断熱改修工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し</li> <li>(2) 断熱改修工事の施工内容が分かる写真</li> <li>(3) その他市長が必要と認めたもの</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し</li> <li>(2) CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器を設置した状況が分かる写真</li> <li>(3) その他市長が必要と認めたもの</li> </ul>
潜熱回収型給湯器設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 潜熱回収型給湯器設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し</li> <li>(2) 潜熱回収型給湯器を設置した状況が分かる写真</li> <li>(3) その他市長が必要と認めたもの</li> </ul>
ガスエンジン給湯器設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガスエンジン給湯器設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し</li> <li>(2) ガスエンジン給湯器を設置した状況が分かる写真</li> <li>(3) その他市長が必要と認めたもの</li> </ul>